

国民の保護に関する群馬県計画

新旧対照表

(令和6年3月修正)

- ※ 誤字脱字の修正、書式の変更等の内容の変更を伴わない軽微な変更は、新旧対照表への記載を省略しています
- ※ 表の「頁」は修正前の頁を記載しています

頁	修正前	修正後
1	<p>脚注 2</p> <p>指定地方公共機関・・・県の区域で、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方 独立行政法人で、知事が指定。</p> <p>なお、群馬県では、令和 <u>3</u> 年 4 月 1 日時点で、19 機関を指定。</p>	<p>脚注 2</p> <p>指定地方公共機関・・・県の区域で、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定。</p> <p>なお、群馬県では、令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日時点で、19 機関を指定。</p>
5	<p>第 1 編 総 論</p> <p>第 1 章 計画の基本</p> <p>(略)</p> <p>第 1 節 県の責務と基本方針</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等の保護に関する基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(4) 関係機関相互の連携の確保</p> <p>(略)</p> <p>また、武力攻撃やテロへの効果的かつ速やかな対処ができるよう、防災のための連携体制の <u>活用</u> に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重</p> <p>(略)</p> <p>さらに、指定公共機関及び指定地方公共機関が行う電気、ガス、水道などの復旧活動や安定供給など、日常から行っている事業に関する国民保護措置等については、各事業者 <u>ごとに</u> 自主的に行 <u>わ</u> <u>れる</u> ものであることを十分に認識します。</p>	<p>第 1 編 総 論</p> <p>第 1 章 計画の基本</p> <p>(略)</p> <p>第 1 節 県の責務と基本方針</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等の保護に関する基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(4) 関係機関相互の連携の確保</p> <p>(略)</p> <p>また、武力攻撃やテロへの効果的かつ速やかな対処ができるよう、防災のための連携体制の <u>確保</u> に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重</p> <p>(略)</p> <p>さらに、指定公共機関及び指定地方公共機関が行う電気、ガス、水道などの復旧活動や安定供給など、日常から行っている事業に関する国民保護措置等については、各事業者 <u>が</u> 自主的に行 <u>う</u> ものであることを十分に認識します。</p>

頁	修正前	修正後
12	<p>第3節 群馬県の地理的・社会的特徴 (略)</p> <p>2 社会的特性</p> <p>(1) 人口</p> <p>総務省の「<u>推計人口</u>」によれば、群馬県の人口は <u>1,942</u> 千人（令和 <u>元</u>年 10 月 1 日現在）で全国第 18 位となっています。</p> <p>また、「群馬県移動人口調査」（令和 <u>3</u>年 <u>3</u>月 <u>1</u>日現在）によれば、比較的平野部が多い前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市、玉村町及び高崎市等広域市町村圏、東毛広域市町村圏の人口は <u>1,395</u> 千人で、県人口の 73%は県央から南東部の平坦地域に集中しています。</p> <p>昼夜間人口比率は、県全体で見た場合は <u>99.8%</u>（平成 <u>27</u>年国勢調査）で、大きな人口の移動はありません。</p> <p>これを市町村別に見た場合、<u>長野原町、千代田町、神流町、明和町</u>、草津町、太田市が 5%を超えて昼間人口が多く、<u>前橋市、上野村、高崎市、大泉町、富岡市</u>がこれに続いています。</p>	<p>第3節 群馬県の地理的・社会的特徴 (略)</p> <p>2 社会的特性</p> <p>(1) 人口</p> <p>総務省の「<u>人口推計</u>」によれば、群馬県の人口は <u>1,913</u> 千人（令和 <u>4</u>年 10 月 1 日現在）で全国第 18 位となっています。</p> <p>また、「群馬県移動人口調査」（令和 <u>4</u>年 <u>10</u>月 <u>1</u>日現在）によれば、比較的平野部が多い前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市、玉村町及び高崎市等広域市町村圏、東毛広域市町村圏の人口は <u>1,393</u> 千人で、県人口の 73%は県央から南東部の平坦地域に集中しています。</p> <p>昼夜間人口比率は、県全体で見た場合は <u>100.0%</u>（令和 <u>2</u>年国勢調査）で、大きな人口の移動はありません。</p> <p>これを市町村別に見た場合、<u>千代田町、明和町、長野原町、草津町、太田市</u>が 5%を超えて昼間人口が多く、<u>神流町、前橋市、富岡市、上野村、高崎市</u>がこれに続いています。</p>
13	<p>(2) 交通 (略)</p> <p>県外へ結ぶ主な鉄道は、大宮駅と高崎駅を結ぶ高崎線、八王子駅と <u>高崎駅</u>を結ぶ八高線、高崎駅と <u>長岡駅</u>を結ぶ上越線、<u>新前橋駅</u>と <u>小山駅</u>を結ぶ両毛線、浅草駅と伊勢崎駅を結ぶ東武伊勢崎線、<u>浅草駅</u>と東武日光駅を結ぶ東武日光線が通っています。</p> <p>群馬県の 1 世帯あたり自動車保有台数は 2.09 台で全国第 5 位（令和 <u>2</u>年 3 月 31 日現在）、県人口に対する免許取得率は 72.1%</p>	<p>(2) 交通 (略)</p> <p>県外へ結ぶ主な鉄道は、大宮駅と高崎駅を結ぶ高崎線、八王子駅と <u>倉賀野駅</u>を結ぶ八高線、高崎駅と <u>宮内駅（長岡市）</u>を結ぶ上越線、<u>小山駅</u>と <u>新前橋駅</u>を結ぶ両毛線、浅草駅と伊勢崎駅を結ぶ東武伊勢崎線、<u>東武動物公園駅</u>と東武日光駅を結ぶ東武日光線が通っています。</p> <p>群馬県の 1 世帯あたり自動車保有台数は 2.09 台で全国第 5 位</p>

頁	修正前	修正後
14	<p>で全国第 <u>1</u> 位（令和 <u>2</u> 年 4 月 30 日現在）と自家用車が主要な交通機関となっています。</p> <p>一方、県内の公共交通機関は、利用者が最も多かった昭和 40～45 年頃と比べると、一般乗合バスでは約 <u>15</u> 分の 1 に、鉄道でも <u>3 分の 2</u> まで減少してきており、輸送能力の低下が心配されています。</p> <p>(3) 施設 (略)</p> <p>また、県内には原子力発電所は存在しませんが、放射性同位元素などを使用している国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 <u>量子ビーム科学研究部門</u> 高崎量子応用研究所が設置されているとともに、令和 <u>3</u> 年 4 月 1 日現在で生活関連等施設に指定されている消防法上の危険物質を取り扱う施設は <u>5</u> カ所、毒劇物取扱施設は <u>66</u> カ所あります。</p>	<p>（令和 <u>3</u> 年 3 月 31 日現在）、県人口に対する免許取得率は 72.1% で全国第 <u>2</u> 位（令和 <u>4</u> 年 4 月 30 日現在）と自家用車が主要な交通機関となっています。</p> <p>一方、県内の公共交通機関は、利用者が最も多かった昭和 40～45 年頃と比べると、一般乗合バスでは約 <u>19</u> 分の 1 に、鉄道でも <u>約 2 分の 1</u> まで減少してきており、輸送能力の低下が心配されています。</p> <p>(3) 施設 (略)</p> <p>また、県内には原子力発電所は存在しませんが、放射性同位元素などを使用している国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 <u>量子技術基盤研究部門</u> 高崎量子応用研究所が設置されているとともに、令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日現在で生活関連等施設に指定されている消防法上の危険物質を取り扱う施設は <u>6</u> カ所、毒劇物取扱施設は <u>64</u> カ所あります。</p>
15	<p>第 2 章 計画が対象とする事態 (略)</p> <p>第 1 節 武力攻撃事態 (略)</p> <p>2 弾道ミサイル攻撃 (1) 特徴 (略)</p>	<p>第 2 章 計画が対象とする事態 (略)</p> <p>第 1 節 武力攻撃事態 (略)</p> <p>2 弾道ミサイル攻撃 (1) 特徴 (略)</p>

頁	修正前	修正後
16	<p>県内の施設や特定の地域が直接標的<u>になる可能性は低いと考えられますが、弾道ミサイルの命中精度が低い場合には、</u>県内に着弾する可能性もあります。</p> <p>(略)</p> <p>4 航空攻撃</p> <p>(1) 特徴</p> <p>県内の施設や特定地域が、<u>単独の航空攻撃の直接標的になることは極めて低いと考えられますが、地上侵攻部隊が県内を通過するような事態が発生した場合、</u>侵攻に先立って航空攻撃が行われることも考えられます。</p>	<p>県内の施設や特定の地域が、<u>直接標的となり、</u>県内に着弾する可能性もあります。</p> <p>(略)</p> <p>4 航空攻撃</p> <p>(1) 特徴</p> <p>県内の施設や特定<u>の</u>地域が、<u>地上侵攻部隊の</u>侵攻に先立って航空攻撃が行われることも考えられます。</p>
19	<p>第2編 日頃からの備え</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>(略)</p> <p>第1節 県における組織・体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 情報収集や連絡に関する体制</p> <p>(1) 県の体制</p> <p>(略)</p> <p>このため、夜間、休日を含め、24時間対応できる<u>現行の</u>当直体制を<u>引き続き</u>維持し、情報の収集や県職員の参集、関係機関との連絡などに備えます。</p>	<p>第2編 日頃からの備え</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>(略)</p> <p>第1節 県における組織・体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 情報収集や連絡に関する体制</p> <p>(1) 県の体制</p> <p>(略)</p> <p>このため、夜間、休日を含め、24時間対応できる当直体制を維持し、情報の収集や県職員の参集、関係機関との連絡などに備えます。</p>

頁	修正前	修正後
25	<p>第3節 関係機関との連携体制の整備 (略)</p> <p>5 ボランティア団体等との連携</p> <p>(1) 自主防災組織に対する支援 自主防災組織の核となるリーダーを育成するための研修として、平成12年度から開催している「<u>県民防災塾</u>」などを通じて、国民保護措置等についての協力体制の強化を図ります。</p>	<p>第3節 関係機関との連携体制の整備 (略)</p> <p>5 ボランティア団体等との連携</p> <p>(1) 自主防災組織に対する支援 自主防災組織の核となるリーダーを育成するための研修などを通じて、国民保護措置等についての協力体制の強化を図ります。</p>
26	<p>第4節 通信手段の確保</p> <p>1 非常通信体制の確保</p> <p>(1) 非常通信協議会との連携 (略) このため、電話回線の復旧や通信設備の臨時設置に備え、県防災計画と同様に、非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として構成された「関東地方非常通信協議会」と日頃から連携強化に努めます。</p> <p>(2) 管理が必要な既存の通信機器 (略) カ 防災相互通信用無線 群馬県内の防災関係機関（<u>6</u>機関）¹²相互の通信手段 (略) <u>ケ 移動通信系機器</u> <u>携帯無線機及び車載無線機</u></p>	<p>第4節 通信手段の確保</p> <p>1 非常通信体制の確保</p> <p>(1) 非常通信協議会との連携 (略) このため、電話回線の復旧や通信設備の臨時設置に備え、「<u>群馬県地域防災計画（以下「県防災計画」といいます。）</u>」と同様に、非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として構成された「関東地方非常通信協議会」と日頃から連携強化に努めます。</p> <p>(2) 管理が必要な既存の通信機器 (略) カ 防災相互通信用無線 群馬県内の防災関係機関（<u>9</u>機関）¹²相互の通信手段 (略) <u>(削除)</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p>脚注 12</p> <p>(<u>6</u>機関)・・・関東管区警察局群馬県情報通信部、国土交通省関東地方整備局、群馬県、東京電力パワーグリッド(株)群馬総支社、<u>嬭恋村及び桐生市消防本部</u>の各機関。</p>	<p>脚注 12</p> <p>(<u>9</u>機関)・・・関東管区警察局群馬県情報通信部、国土交通省関東地方整備局、群馬県、東京電力パワーグリッド(株)群馬総支社、<u>前橋市、前橋市消防局、館林地区消防組合、吾妻広域町村圏振興整備組合及び高崎市・安中市消防組合</u>の各機関。</p>
31	<p>第2章 避難や救援に関する備え</p> <p>(略)</p> <p>第1節 避難や救援に関する基本的事項</p> <p>1 避難</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難実施要領<u>モデル</u>の作成についての支援</p> <p>市町村が具体的な避難経路や避難の方法を決定するときの基礎資料となる避難実施要領<u>モデル</u>を作成する場合は、地域の気象条件や総務省消防庁のマニュアルを参考にしながら、県と県警察が協力し、必要な助言を行うこととします。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 避難や救援に関する備え</p> <p>(略)</p> <p>第1節 避難や救援に関する基本的事項</p> <p>1 避難</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難実施要領の<u>パターン</u>の作成についての支援</p> <p>市町村が具体的な避難経路や避難の方法を決定するときの基礎資料となる避難実施要領の<u>パターン</u>を作成する場合は、地域の気象条件や総務省消防庁のマニュアルを参考にしながら、県と県警察が協力し、必要な助言を行うこととします。</p> <p>(略)</p>
33	<p>3 避難や救援の輸送体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難手段の調整</p> <p>(略)</p> <p>また、市町村が避難実施要領の<u>モデル</u>を作成する場合は、状況に応じた交通手段について検討することとします。</p>	<p>3 避難や救援の輸送体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難手段の調整</p> <p>(略)</p> <p>また、市町村が避難実施要領の<u>パターン</u>を作成する場合は、状況に応じた交通手段について検討することとします。</p>

頁	修正前	修正後
35	<p>第4節 市町村における備え</p> <p>1 避難実施要領モデルの作成</p> <p>各市町村は、県、県警察などの関係機関と十分な意見交換を行い、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のモデルをあらかじめ作成することとしす。この場合、関係機関との調整に基づく輸送手段の確保や高齢者、障害者などの避難方法について配慮することとします。</p>	<p>第4節 市町村における備え</p> <p>1 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>各市町村は、県、県警察などの関係機関と十分な意見交換を行い、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成することとします。この場合、関係機関との調整に基づく輸送手段の確保や高齢者、障害者などの避難方法について配慮することとします。</p>
36	<p>第5節 指定地方公共機関との連携</p> <p>(略)</p> <p>2 電気通信事業者との協議</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 指定地方公共機関との連携</p> <p>(略)</p> <p>2 電気通信事業者との連携</p> <p>(略)</p>
40	<p>第4章 研修や訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>第2節 訓練の実施</p> <p>1 県における訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、国、県警察、市町村、消防機関、自衛隊などとの連携による、NBCR攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めます。</p>	<p>第4章 研修や訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>第2節 訓練の実施</p> <p>1 県における訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、国、県警察、市町村、消防機関、自衛隊などとの連携による、NBC弾頭やBCR兵器による攻撃(以下「NBCR攻撃」といいます。)等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めます。</p>

頁	修正前	修正後
	<p>2 訓練にあたっての留意事項 (略)</p> <p>(3) 訓練実施後における検証結果に基づいて、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業などに反映させます。</p>	<p>2 訓練にあたっての留意事項 (略)</p> <p>(3) 訓練実施後における検証結果に基づいて、教訓や課題を明らかにし、県国民保護計画の見直し作業などに反映させます。</p>
45	<p>第3編 武力攻撃やテロへの対処 (略)</p> <p>第2章 県対策本部の設置等 (略)</p> <p>第2節 県対策本部の組織 【県対策本部の組織図】</p>	<p>第3編 武力攻撃やテロへの対処 (略)</p> <p>第2章 県対策本部の設置等 (略)</p> <p>第2節 県対策本部の組織 【県対策本部の組織図】</p>

頁	修正前	修正後																																																																																																
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">県 対 策 本 部</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">本 部 会 議</td> <td style="width: 60%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本 部 長</td><td>知 事</td></tr> <tr><td>副 本 部 長</td><td>副 知 事</td></tr> <tr><td>本 部 員</td><td>知 事 戦 略 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>デジタルトランスフォーメーション推進監</td></tr> <tr><td></td><td>総 務 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>危 機 管 理 監</td></tr> <tr><td></td><td>地 域 創 生 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>生 活 こ ど も 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>健 康 福 祉 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>環 境 森 林 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>農 政 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>産 業 経 済 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>県 土 整 備 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>会 計 管 理 者</td></tr> <tr><td></td><td>企 業 管 理 者</td></tr> <tr><td></td><td>病 院 局 長</td></tr> <tr><td></td><td>教 育 長</td></tr> <tr><td></td><td>議 会 事 務 局 長</td></tr> <tr><td></td><td>警 察 本 部 長</td></tr> </table> </td> <td style="width: 20%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>中 央 連 絡 部</td></tr> <tr><td>現 地 対 策 本 部</td></tr> <tr><td>地 方 部</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本部 連絡員</td> <td style="text-align: center;">各 部 等 の 国 民 保 護 担 当 者</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 県対策本部長が必要と認める国の職員その他当該県の職員以外の者</p> <p>※ 県対策本部長の求めに応じて、防衛大臣が指定した職員</p>	本 部 会 議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本 部 長</td><td>知 事</td></tr> <tr><td>副 本 部 長</td><td>副 知 事</td></tr> <tr><td>本 部 員</td><td>知 事 戦 略 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>デジタルトランスフォーメーション推進監</td></tr> <tr><td></td><td>総 務 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>危 機 管 理 監</td></tr> <tr><td></td><td>地 域 創 生 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>生 活 こ ど も 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>健 康 福 祉 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>環 境 森 林 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>農 政 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>産 業 経 済 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>県 土 整 備 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>会 計 管 理 者</td></tr> <tr><td></td><td>企 業 管 理 者</td></tr> <tr><td></td><td>病 院 局 長</td></tr> <tr><td></td><td>教 育 長</td></tr> <tr><td></td><td>議 会 事 務 局 長</td></tr> <tr><td></td><td>警 察 本 部 長</td></tr> </table>	本 部 長	知 事	副 本 部 長	副 知 事	本 部 員	知 事 戦 略 部 長		デジタルトランスフォーメーション推進監		総 務 部 長		危 機 管 理 監		地 域 創 生 部 長		生 活 こ ど も 部 長		健 康 福 祉 部 長		環 境 森 林 部 長		農 政 部 長		産 業 経 済 部 長		県 土 整 備 部 長		会 計 管 理 者		企 業 管 理 者		病 院 局 長		教 育 長		議 会 事 務 局 長		警 察 本 部 長	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>中 央 連 絡 部</td></tr> <tr><td>現 地 対 策 本 部</td></tr> <tr><td>地 方 部</td></tr> </table>	中 央 連 絡 部	現 地 対 策 本 部	地 方 部	本部 連絡員	各 部 等 の 国 民 保 護 担 当 者		<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">県 対 策 本 部</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">本 部 会 議</td> <td style="width: 60%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本 部 長</td><td>知 事</td></tr> <tr><td>副 本 部 長</td><td>副 知 事</td></tr> <tr><td>本 部 員</td><td>知 事 戦 略 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>デジタルトランスフォーメーション推進監</td></tr> <tr><td></td><td>デジタルトランスフォーメーション推進監</td></tr> <tr><td></td><td>総 務 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>危 機 管 理 監</td></tr> <tr><td></td><td>地 域 創 生 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>生 活 こ ど も 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>健 康 福 祉 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>環 境 森 林 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>農 政 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>産 業 経 済 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>県 土 整 備 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>会 計 管 理 者</td></tr> <tr><td></td><td>企 業 管 理 者</td></tr> <tr><td></td><td>病 院 局 長</td></tr> <tr><td></td><td>教 育 長</td></tr> <tr><td></td><td>議 会 事 務 局 長</td></tr> <tr><td></td><td>警 察 本 部 長</td></tr> </table> </td> <td style="width: 20%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>中 央 連 絡 部</td></tr> <tr><td>現 地 対 策 本 部</td></tr> <tr><td>地 方 部</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本部 連絡員</td> <td style="text-align: center;">各 部 等 の 国 民 保 護 担 当 者</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 県対策本部長が必要と認める国の職員その他当該県の職員以外の者</p> <p>※ 県対策本部長の求めに応じて、防衛大臣が指定した職員</p> <p>○ 各部に部連絡員をおく。</p>	本 部 会 議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本 部 長</td><td>知 事</td></tr> <tr><td>副 本 部 長</td><td>副 知 事</td></tr> <tr><td>本 部 員</td><td>知 事 戦 略 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>デジタルトランスフォーメーション推進監</td></tr> <tr><td></td><td>デジタルトランスフォーメーション推進監</td></tr> <tr><td></td><td>総 務 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>危 機 管 理 監</td></tr> <tr><td></td><td>地 域 創 生 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>生 活 こ ど も 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>健 康 福 祉 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>環 境 森 林 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>農 政 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>産 業 経 済 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>県 土 整 備 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>会 計 管 理 者</td></tr> <tr><td></td><td>企 業 管 理 者</td></tr> <tr><td></td><td>病 院 局 長</td></tr> <tr><td></td><td>教 育 長</td></tr> <tr><td></td><td>議 会 事 務 局 長</td></tr> <tr><td></td><td>警 察 本 部 長</td></tr> </table>	本 部 長	知 事	副 本 部 長	副 知 事	本 部 員	知 事 戦 略 部 長		デジタルトランスフォーメーション推進監		デジタルトランスフォーメーション推進監		総 務 部 長		危 機 管 理 監		地 域 創 生 部 長		生 活 こ ど も 部 長		健 康 福 祉 部 長		環 境 森 林 部 長		農 政 部 長		産 業 経 済 部 長		県 土 整 備 部 長		会 計 管 理 者		企 業 管 理 者		病 院 局 長		教 育 長		議 会 事 務 局 長		警 察 本 部 長	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>中 央 連 絡 部</td></tr> <tr><td>現 地 対 策 本 部</td></tr> <tr><td>地 方 部</td></tr> </table>	中 央 連 絡 部	現 地 対 策 本 部	地 方 部	本部 連絡員	各 部 等 の 国 民 保 護 担 当 者	
本 部 会 議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本 部 長</td><td>知 事</td></tr> <tr><td>副 本 部 長</td><td>副 知 事</td></tr> <tr><td>本 部 員</td><td>知 事 戦 略 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>デジタルトランスフォーメーション推進監</td></tr> <tr><td></td><td>総 務 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>危 機 管 理 監</td></tr> <tr><td></td><td>地 域 創 生 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>生 活 こ ど も 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>健 康 福 祉 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>環 境 森 林 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>農 政 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>産 業 経 済 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>県 土 整 備 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>会 計 管 理 者</td></tr> <tr><td></td><td>企 業 管 理 者</td></tr> <tr><td></td><td>病 院 局 長</td></tr> <tr><td></td><td>教 育 長</td></tr> <tr><td></td><td>議 会 事 務 局 長</td></tr> <tr><td></td><td>警 察 本 部 長</td></tr> </table>	本 部 長	知 事	副 本 部 長	副 知 事	本 部 員	知 事 戦 略 部 長		デジタルトランスフォーメーション推進監		総 務 部 長		危 機 管 理 監		地 域 創 生 部 長		生 活 こ ど も 部 長		健 康 福 祉 部 長		環 境 森 林 部 長		農 政 部 長		産 業 経 済 部 長		県 土 整 備 部 長		会 計 管 理 者		企 業 管 理 者		病 院 局 長		教 育 長		議 会 事 務 局 長		警 察 本 部 長	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>中 央 連 絡 部</td></tr> <tr><td>現 地 対 策 本 部</td></tr> <tr><td>地 方 部</td></tr> </table>	中 央 連 絡 部	現 地 対 策 本 部	地 方 部																																																							
本 部 長	知 事																																																																																																	
副 本 部 長	副 知 事																																																																																																	
本 部 員	知 事 戦 略 部 長																																																																																																	
	デジタルトランスフォーメーション推進監																																																																																																	
	総 務 部 長																																																																																																	
	危 機 管 理 監																																																																																																	
	地 域 創 生 部 長																																																																																																	
	生 活 こ ど も 部 長																																																																																																	
	健 康 福 祉 部 長																																																																																																	
	環 境 森 林 部 長																																																																																																	
	農 政 部 長																																																																																																	
	産 業 経 済 部 長																																																																																																	
	県 土 整 備 部 長																																																																																																	
	会 計 管 理 者																																																																																																	
	企 業 管 理 者																																																																																																	
	病 院 局 長																																																																																																	
	教 育 長																																																																																																	
	議 会 事 務 局 長																																																																																																	
	警 察 本 部 長																																																																																																	
中 央 連 絡 部																																																																																																		
現 地 対 策 本 部																																																																																																		
地 方 部																																																																																																		
本部 連絡員	各 部 等 の 国 民 保 護 担 当 者																																																																																																	
本 部 会 議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本 部 長</td><td>知 事</td></tr> <tr><td>副 本 部 長</td><td>副 知 事</td></tr> <tr><td>本 部 員</td><td>知 事 戦 略 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>デジタルトランスフォーメーション推進監</td></tr> <tr><td></td><td>デジタルトランスフォーメーション推進監</td></tr> <tr><td></td><td>総 務 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>危 機 管 理 監</td></tr> <tr><td></td><td>地 域 創 生 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>生 活 こ ど も 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>健 康 福 祉 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>環 境 森 林 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>農 政 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>産 業 経 済 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>県 土 整 備 部 長</td></tr> <tr><td></td><td>会 計 管 理 者</td></tr> <tr><td></td><td>企 業 管 理 者</td></tr> <tr><td></td><td>病 院 局 長</td></tr> <tr><td></td><td>教 育 長</td></tr> <tr><td></td><td>議 会 事 務 局 長</td></tr> <tr><td></td><td>警 察 本 部 長</td></tr> </table>	本 部 長	知 事	副 本 部 長	副 知 事	本 部 員	知 事 戦 略 部 長		デジタルトランスフォーメーション推進監		デジタルトランスフォーメーション推進監		総 務 部 長		危 機 管 理 監		地 域 創 生 部 長		生 活 こ ど も 部 長		健 康 福 祉 部 長		環 境 森 林 部 長		農 政 部 長		産 業 経 済 部 長		県 土 整 備 部 長		会 計 管 理 者		企 業 管 理 者		病 院 局 長		教 育 長		議 会 事 務 局 長		警 察 本 部 長	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>中 央 連 絡 部</td></tr> <tr><td>現 地 対 策 本 部</td></tr> <tr><td>地 方 部</td></tr> </table>	中 央 連 絡 部	現 地 対 策 本 部	地 方 部																																																					
本 部 長	知 事																																																																																																	
副 本 部 長	副 知 事																																																																																																	
本 部 員	知 事 戦 略 部 長																																																																																																	
	デジタルトランスフォーメーション推進監																																																																																																	
	デジタルトランスフォーメーション推進監																																																																																																	
	総 務 部 長																																																																																																	
	危 機 管 理 監																																																																																																	
	地 域 創 生 部 長																																																																																																	
	生 活 こ ど も 部 長																																																																																																	
	健 康 福 祉 部 長																																																																																																	
	環 境 森 林 部 長																																																																																																	
	農 政 部 長																																																																																																	
	産 業 経 済 部 長																																																																																																	
	県 土 整 備 部 長																																																																																																	
	会 計 管 理 者																																																																																																	
	企 業 管 理 者																																																																																																	
	病 院 局 長																																																																																																	
	教 育 長																																																																																																	
	議 会 事 務 局 長																																																																																																	
	警 察 本 部 長																																																																																																	
中 央 連 絡 部																																																																																																		
現 地 対 策 本 部																																																																																																		
地 方 部																																																																																																		
本部 連絡員	各 部 等 の 国 民 保 護 担 当 者																																																																																																	

頁	修正前	修正後
53	<p>第3章 関係機関相互の連携 (略)</p> <p>第1節 関係機関との連携と派遣要請等 (略)</p> <p>4 自衛隊の部隊等の派遣要請 (略)</p> <p>(2) 市町村からの自衛隊の部隊等の派遣要請 市町村から、その市町村の区域に係る国民保護措置等を円滑に実施するため、特に必要があるとして、自衛隊の部隊等の派遣の要請を受けたときは、その必要性を総合的に考え合わせ、防衛大臣に対し自衛隊の部隊などの派遣を要請します。</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携 (略)</p> <p>第1節 関係機関との連携と派遣要請等 (略)</p> <p>4 自衛隊の部隊等の派遣要請 (略)</p> <p>(2) 市町村からの自衛隊の部隊等の派遣要請 市町村から、その市町村の区域に係る国民保護措置等を円滑に実施するため、特に必要があるとして、自衛隊の部隊等の派遣要請の要求があったときは、その必要性を総合的に考え合わせ、防衛大臣に対し自衛隊の部隊などの派遣を要請します。</p>
65	<p>第4章 警報や避難の指示 (略)</p> <p>第3節 避難の指示及び避難住民等の誘導 (略)</p> <p>2 県による住民等の避難の指示 (略)</p> <p>(3) 避難の指示に関する個別の留意事項 (略)</p> <p>ウ <u>NBC弾頭やBCR兵器による攻撃</u> (ア) <u>NBC弾頭やBCR兵器による攻撃（以下「NBCR攻撃」といいます。）</u>の場合の避難については、避難誘導する者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講じることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意</p>	<p>第4章 警報や避難の指示 (略)</p> <p>第3節 避難の指示及び避難住民等の誘導 (略)</p> <p>2 県による住民等の避難の指示 (略)</p> <p>(3) 避難の指示に関する個別の留意事項 (略)</p> <p>ウ <u>NBCR攻撃</u> (ア) NBCR攻撃の場合の避難については、避難誘導する者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講じることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して、避難の指示を行います。</p>

頁	修正前	修正後
	して、避難の指示を行います。	
71	<p>第5節 避難実施要領</p> <p>1 避難実施要領の策定</p> <p>市町村は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察や関係機関の意見を聴きながら、あらかじめ作成した避難実施要領のモデルに基づき、次のとおり避難実施要領を定めることとします。</p>	<p>第5節 避難実施要領</p> <p>1 避難実施要領の策定</p> <p>市町村は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察や関係機関の意見を聴きながら、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、次のとおり避難実施要領を定めることとします。</p>
77	<p>第5章 救援の実施 (略)</p> <p>第1節 救援の実施 (略)</p> <p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</p> <p>NBCR攻撃の場合には、「NBCテロ対処現地関係機関連携マニュアル」(平成14年2月)に基づき対応するとともに、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動などを実施することとします。</p>	<p>第5章 救援の実施 (略)</p> <p>第1節 救援の実施 (略)</p> <p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</p> <p>NBCR攻撃の場合には、「NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携マニュアル」(平成29年9月)に基づき対応するとともに、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動などを実施することとします。</p>
90	<p>第7章 武力攻撃・テロ災害への対処 (略)</p> <p>第3節 NBCR攻撃による災害への対処等</p> <p>1 NBCR攻撃に対する応急措置の実施 (略)</p> <p>また、災害が発生した直後の応急措置や状況に応じた対応につい</p>	<p>第7章 武力攻撃・テロ災害への対処 (略)</p> <p>第3節 NBCR攻撃による災害への対処等</p> <p>1 NBCR攻撃に対する応急措置の実施 (略)</p> <p>また、災害が発生した直後の応急措置や状況に応じた対応につい</p>

頁	修正前	修正後
	ては、「NBCテロ対処現地関係機関連携マニュアル」に基づき、次のとおり行います。	ては、「NBCテロ <u>その他大量殺傷型テロ</u> 対処現地関係機関連携マニュアル」に基づき、次のとおり行います。